

官報

号外 昭和二十七年三月二十八日

第十三回 参議院 會議録 第二十六号

昭和二十七年三月二十八日(金曜日)午
前十一時三十一分開議

議事日程 第二十五号

昭和二十七年三月二十八日

午前十時開議

第一 松くい虫等その他の森林病
害虫の駆除予防に関する法律の
一部を改正する法律案(衆議院
提出) (委員長報告)

第二 森林火災国営保険法の一部
を改正する法律案(衆議院提出)
(委員長報告)

第三 郵政事業特別会計法及び電
気通信事業特別会計法の一部を
改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付) (委員長報告)

第四 国際的供給不足物資等の需
給調整に関する臨時措置に関す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付) (委員長報告)

○副議長(三木治朗君) 諸般の報告は
朗読を省略いたします。

昨二十七日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

外務委員 佐多 忠隆君

電気通信委員 金子 洋文君

予算委員 山下 義信君

議院運営委員 島 清君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

外務委員 金子 洋文君

電気通信委員 佐多 忠隆君

予算委員 松浦 清一君

議院運営委員 山下 義信君

同日農林委員会において当選した理事
は左の通りである。

理事 加賀 操君(片柳眞吉君
の補欠)

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

国際的供給不足物資等の需給調整に
関する臨時措置に関する法律案可決
報告書

森林火災国営保険法の一部を改正す
る法律案可決報告書

松くい虫等その他の森林病害虫の駆
除予防に関する法律の一部を改正す
る法律案可決報告書

郵政事業特別会計法及び電気通信事
業特別会計法の一部を改正する法律
案可決報告書

経済安定委員会請願審査報告書第一
号同特別報告第一号

同日議長は左の内閣送付案を内閣委員
会に付託した。

警察予備隊令の一部を改正する法律
案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

裁判所職員定員法等の一部を改正す
る法律案

平和條約の実施に伴う民事判決の再
審査等に関する法律案

平和條約の実施に伴う刑事判決の再
審査等に関する法律案

設備輸出為替損失補償法案
法務委員会に付託

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う所得税法等の臨時特例に
関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に関
する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う国々の財産の管理に関す
る法律案

大蔵委員会に付託
外資に関する法律の一部を改正する
法律案

経済安定委員会に付託
道路交通取締法の一部を改正する法
律案

地方行政委員会に付託
同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを大蔵委員会に付
託した。

貴金屬管理法の一部を改正する法律
案

貸付信託法案
同日衆議院から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを委員会に付託
した。
特殊土じより地帯災害防除及び振興
臨時措置法案 建設委員会に付託

住民登録法施行法案

法務委員会に付託

農林水産業施設災害復旧事業費国庫
補助の暫定措置に関する法律の一部
を改正する法律案

森林法等の一部を改正する法律案

農林委員会に付託
信用金庫法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は即日これを委員会
に付託した。

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵政委員会に付託
工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を
改正する法律案

法務委員会に付託
日本製鉄株式会社法廃止法の一部を
改正する法律案

通商産業委員会に付託
連合国軍人等住宅公社法を廃止する
法律案

建設委員会に付託
租税特別措置法等の一部を改正する
法律案

資産再評価法の一部を改正する法律
案

通行税法の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴
收猶予等に関する法律の一部を改正
する法律案

大蔵委員会に付託

昭和二十七年三月二十八日 参議院會議録第二十六号 議長の報告

昭和二十七年三月二十八日 参議院會議録第二十六号 會議 然くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案外一件

海外からの日本国民の集团的引揚輸送のための航海命令に関する法律案

運輸委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法案

(坂本實君外四十六名提出)

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

漁船損害補償法案

漁船損害補償法施行法案

物品税法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は即日これを衆議院に回付した。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるため

の米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

優生保護法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

優生保護法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるため

の米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

優生保護法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

優生保護法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるため

の米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

優生保護法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

優生保護法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるため

の米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

優生保護法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意した旨衆議院に通知した。

同日衆議院議長から、両議院は国家公安委員に花井忠君を任命することに同意したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から左の法律の公布を

○副議長(三木治朗君) これより本日の会議を開きます。

する法律案(いづれも衆議院提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三七君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年三月二十日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

森林病害虫等防除法

昭和二十七年三月二十八日 参議院会議録第二十六号 松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案外一件

第二條、第二條、第六條第一項、

第七條第一項及び第十二條を除き、「松くい虫等」を「森林病害虫等」に改める。

第一條中「松くい虫等その他の森林病害虫」を「森林病害虫等」に改める。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「森林病害虫等」とは、樹木又は林業種苗に損害を與える松くい虫、松毛虫その他のこん虫類、菌類、バイラス及び獸類であつて政令で定めるものをいう。

第三條第一項第四号を第六号とし、同項第三号中「伐採木等」を「指定種苗又は伐採木等」に改め、同号を第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 森林病害虫等の附着している樹木又は指定種苗(樹木の種子及び苗であつて農林大臣の指定するものをいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者に対し、森林病害虫等並びにその附着している枝條又は指定種苗の焼却を命ずること。

四 森林病害虫等の被害を受け、

若しくは受けるおそれがある樹木又は指定種苗を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除を命ずること。

第三條第三項中「三十日」を「二十日」に改め、同條第四項中「樹木」の下に、「指定種苗」を加える。

第四條第一項中「第一号、第二号又は第四号」を「第一号から第四号まで又は第六号」に改め、「樹木」の下に、「指定種苗」を加える。

第四條第二項中「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

第五條第二項中「前條第一項」を「前條」に改める。

第六條第一項を次のように改める。

農林大臣又は都道府県知事は、森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林、苗畑又は貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採木等を設置する場所に立ち入らせ、樹木、指定種苗又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に

限り、枝條、樹皮又は指定種苗を収去させることができる。

第七條第一項を次のように改める。

当該官吏又は森林害虫防除員

は、前條第一項の規定による検査の結果、指定種苗に森林病害虫等が附着していると認めるとき、又は伐採木等に森林病害虫等が附着し、若しくは附着するおそれがあると認めるときは、当該指定種苗又は伐採木等の所有者又は管理者に対し、左に掲げる事項を記載した文書を交付して

第三條第一項第三号又は第六号に掲げる措置を行うべき旨を指示することができる。

一 措置を行うべき期間

二 森林病害虫等の種類

三 行うべき措置の内容

四 その他必要な事項

第七條第二項中「その指示に従わない」を「同項第一号の期間内にその指示に係る措置を行わない」に、「当該伐採木等」を「当該指定種苗又は伐採木等」に改める。

第八條第一項中「又は前條第二項」を「前條第一項の規定による指示

又は同條第二項」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による補償の額は、

第三條第一項第一号から第四号まで若しくは第六号の命令又は前條第一項の指示に係る場合にあつては、幹若しくは根株のはく皮又は枝條、樹皮、指定種苗若しくは森林病害虫等の焼却又は薬剤による防除の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とし、第三條第一項第五号の命令又は前條第二項の処分に係る場合にあつては、その命令又は処分により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。

第十條中「樹木」の下に、「指定種苗」を加える。

第十二條を次のように改める。

(通稱義務)

第十二條 森林病害虫等が発生してまん延するおそれがあると認められた者は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市町村長に通報しなければならない。

第十三條第一号中「第三号」を「第五号」に改める。

第十四條第一号中「第四号」を「第六号」に改める。

昭和二十七年三月二十八日 参議院會議録第二十六号 松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案外一件

昭和二十七年三月二十五日

参議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

森林火災国営保險法の一部を改正する法律

森林火災国営保險法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項、第十條第一項及び第二十二條第三項中「勅令」を「政令」に改める。

第三條を次のように改める。
第三條 保險ノ目的タル森林ハ人工ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集團トス
第十三條及び第十四條を次のように改める。
第十三條及第十四條 削除
第二十一條を次のように改める。
第二十一條 削除
第二十四條第一項及び第二項中「市町村」の下に「又ハ森林組合若ハ森林組合連合会」を加え、同條第三項を削る。

附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

右の本院提出案をここに送付する。

2 この法律の施行の際現に存する保險契約については、なお従前の例による。

〔羽生三七君登壇、拍手〕

○羽生三七君 只今議題となりました松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

職後松くい虫が異常に蔓延して森林資源に相当な被害を與えたので、第七回国会において現行法の成立を見たのでありまして、現行法施行後松くい虫等のせん孔虫類の防除事業は着々その効を奏しているであります。然るにその後松くい虫以外の森林病害虫等の蔓延著しいものがありまして、年を逐うて増加の傾向さえあるものであります。ところが現行法においては、松くい虫等以外の森林病害虫の駆除予防は政令によつて一年を限り行い得ることになつており、実情に副わなないところがありますので、年々継続してなし得るよう改正するのが本法律案提案の理由であります。而してこれに関連して次のような改正が加えられております。

その一つは、林業種苗に対しても防除に必要な措置をなし得ること、第二は、防除の方法について新たに種苗の焼却及び薬剤による防除を加えること、第三は、防除の措置を行なつたことによつて生ずる損害を補償すること、第四は、森林病害虫の発生、蔓延の虞れのあることを認めたる者は、都道府県知事又は市町村長に通報しなければならぬものとする事、第五は、法律の題名を森林病害虫等防除法に改めること等の諸点であります。

この内容は、火災の危険の最も大きい林齢二十年以下の幼齡林に対して国営の保險を行うというのでありまして、二十年以上の壯齡林等については民営保險に委ねるといふ趣旨であつたのであります。然るに壯齡林の火災被害も年相当地面積に及ぶに及ばず、民営保險は期待するほどの発展を見ていないのが現状であり、昭和十二年の現行法成立当時、国会においても、将来この法律の適用を壯齡林にも拡大するという附帯決議があつたのでありますので、今回この林齢の制限を廃止して、人工林全般に亘つて保險の目的とし得るよう改正せんとするのが本法律案提出の理由であります。その他この機会に若干の改正が加えられました。その一つは、損害填補の方法を比列填補の方法に改めたこと、第二は、無事戻の制度を廃止したこと、第三は、保險事務を森林組合及び森林組合連合会にも取扱わせることができることとしたこと等であります。

次に、森林火災国営保險法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

森林火災国営保險は昭和十二年から開始いたしているのでありますが、その内容は、火災の危険の最も大きい林齢二十年以下の幼齡林に対して国営の保險を行うというのでありまして、二十年以上の壯齡林等については民営保險に委ねるといふ趣旨であつたのであります。然るに壯齡林の火災被害も年相当地面積に及ぶに及ばず、民営保險は期待するほどの発展を見ていないのが現状であり、昭和十二年の現行法成立当時、国会においても、将来この法律の適用を壯齡林にも拡大するという附帯決議があつたのでありますので、今回この林齢の制限を廃止して、人工林全般に亘つて保險の目的とし得るよう改正せんとするのが本法律案提出の理由であります。その他この機会に若干の改正が加えられました。その一つは、損害填補の方法を比列填補の方法に改めたこと、第二は、無事戻の制度を廃止したこと、第三は、保險事務を森林組合及び森林組合連合会にも取扱わせることができることとしたこと等であります。

つたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと思ひます。

かくして質疑を打切つて討論に入り、片柳委員から、政府の予算と關係ある法律案は今後政府提案とするこゝと、保険料率引上の要ある場合は、他の類似の事業と同様森林所有者のみの負担に附せしめないことの二点の希望を附して賛成する旨の発言がありました。続いて採決の結果、本法律案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本法案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 日程第三、郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたし

ます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長平沼彌太郎君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律

第一條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に、物品価格調整引当金を加へ、「三種」を「四種」に、「及

び積立金」を「積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の第二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一條」を「第十一條の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 固定資産評価積立金は、第十四條の第二項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

第十一條を次のように改める。
(固定資産の価額の改定及び削除)

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、郵政大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、又は削除しなければならない。

第十一條の次に次の一項を加える。

(価額の改定等の場合の計理)
第十一條の二 固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加したときはその増加した額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときはその減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

3 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一項を加える。

(資産外物品の作業資産への繰戻)
第十四條の二 この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2 前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当す

る。第十四條に次の二項を加える。

2 前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令で定める計理上の必要がある場合においては、郵政大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一項を加える。

(資産外物品の作業資産への繰戻)
第十四條の二 この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2 前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当す

る。

昭和二十七年三月二十八日、参議院會議録第二十六号、郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月二十八日 参議院會議録第二十六号 郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

る金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとす

る。
第二十二條を次のように改め

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十六條第一項中「同法第三十四條第一項の規定に基いて大臣の承認を経た支出負担行為計画の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

この会計においては、郵政大臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができる。

第五章中第三十四條の次に次の

一條を加える。

(前渡資金の計理)

第三十四條の二 この会計においては、会計法第十七條の規定により主任の職員に前渡した資金については、当該職員が債権者にその支拂をした時において支出があつたものとして計理するものとする。

第四十二條中「並びに郵便切手をもつて收納した電気通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額」を削る。

第二條 電気通信事業特別会計法(昭和二十四年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「減価償却引当金」の下に、「物品価格調整引当金」を加え、「三種」と「四種」に、「及び積立金」を、「積立金及び固定資産評価積立金」に改める。

第七條第七項を同條第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 物品価格調整引当金は、第十四條第三項及び第十四條の二第

二項の規定による物品価格調整引当金の金額とする。

第七條第六項中「第十一條」を「第十一條の二」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 固定資産評価積立金は、第十四條の二第一項の規定による固定資産評価積立金の金額とする。

第十一條を次のように改める。
(固定資産の価額の改定及び削除)

第十一條 一般物価の変動に因り固定資産の価額が著しく不適当となつた場合には、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

2 前項の規定による固定資産の価額の改定の基準については、電気通信大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電気通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に応じて、その価額を改定し、

又は削除しなければならぬ。
第十一條の次に次の一條を加える。

(価額の改定等の場合の計理)

第十一條の二 固定資産を無償で取得した場合においては、当該固定資産の見積価額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、前條第一項の規定により固定資産の価額を改定した場合においては、その価額が増加した場合は、その増加した額に相当する金額を固定資産評価積立金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の次に次の一條を加える。
(資産外物品の作業資産への繰戻)

第十四條の二 この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2 前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

2 前項の規定により作業資産の価額を改定する場合の外、政令

で定める計理上の必要がある場合に於いては、電気通信大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

3 前項の規定により作業資産の価額を改定した場合において、その価額が増加したときは、その増加した額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れ、その価額が減少したときは、その減少した額に相当する金額を物品価格調整引当金から減額して計理するものとする。

第十四條の二 この会計において、事業の用に供した作業資産で不要となつたものがあるときは、これを作業資産に繰り戻すことができる。

2 前項の場合においては、繰り戻した作業資産の価額に相当する金額を物品価格調整引当金に組み入れて計理するものとする。

第二十二條を次のように改める。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

第二十六條第一項中「同法第三十四條第一項の規定に基いて大臣の承認を経た支出負担行為計画の範囲内において、」を削る。

第二十八條第一項を次のように改める。

この会計においては、電気通信大臣は、財政法第十四條の三に規定する繰越明許費については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、翌年度に繰り越して使用することができ

る。
第五章中第三十三條の次に次の一條を加える。

(前渡資金の計理)

第三十三條の二 この会計においては、会計法第十七條の規定により主任の職員に前渡しした資金については、当該職員が債権者

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第一條中郵政事業特別会計法第七條、第十一條、第十一條の二、第十四條及び第十四條の二の改正規定並びに第二條中電気通信事業特別会計法第七條、第十一條、第十一條の二、第十四條及び第十四條の二の改正規定は、昭和二十七年三月三十一日から施行し、その他の規定は、昭和二十七年の予算から適用する。

2 昭和二十六年以前にの予算に係る歳入歳出予算の区分、経費の流用、予備費の使用及び歳出予算の繰越については、なお従前の例による。

3 財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第四号)による改正前の財政法第二十五條の規定により繰越について国会の承認を経た昭和二十六年の歳出予算の経費で改正前の郵政事業特別会計法第二十八條第一項又は改正前の電気通信事業特別会計法第二十八條第一項の規定により繰り越されたものは、それぞれ、改正後の郵政事業特別会計法第二十八條第一項又は改正後の電気通信事業特別会計法第二十八條第一項の規定により繰り越されたものとみなす。

(平沼彌太郎君登壇、拍手)

○平沼彌太郎君 只今上程されました郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

改正しようとする第一点は、郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計に所属する固定資産について評価替え

あり、第二点は、両特別会計所屬の作業資産について、政令で定める計理上の必要がある場合、価額の改定ができること、又事業の用に供した後不要となつたものは再び作業資産に繰戻すことができることとし、これらについて物品価格調整引当金勘定を設けて計理しようとするのであります。そのほか財政法及び会計法の改正に伴う所要の改正をなし、前渡金計理の特例を設ける等、両特別会計の経理の合理化を図ろうとするものであります。

本案は、質疑の後討論に入りましたところ、菊川委員より、今回の法律及び規則等の改正に当つては、再び汚職事件を起さぬよう、又電気通信会社、

国際通信会社等の設立が伝えられているが、不祥事件は絶対に発生せしめぬよう十分に善処されることを強く要望して本案に賛成するとの意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいた

します。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認め

ます。よつて本案は可決せられました。○副議長(三木治朗君) 日程第四、國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先

ず委員長の報告を求めます。経済安定委員会理事郡祐一君。

(審査報告書は都合により第三十一号末尾に掲載) 國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 護治

参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年三月二十八日、参議院會議録第二十六号、國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整
に関する臨時措置に関する法律

案

國際的供給不足物資等の需給調
整に関する臨時措置に関する法
律

(目的)

第一條 この法律は、國際的に供給
が不足する物資等の需給を調整す
ることにより、國民經濟の健全な
發展を図るとともに、國際經濟の
円滑な運行に寄與することを目的
とする。

(需給調整)

第二條 主務大臣は、左に掲げる物
資の需給を調整するため特に必要
があるときは、經濟安定本部總裁
が定める方策に基き、その物資の
判当若しくは配給に關し必要な命
令をし、又はその使用、讓渡若し
くは譲受若しくは引渡の制限若し
くは禁止を命ずることができる。
但し、その判当又は配給に關し必
要な命令をすることができない物資

は、別表に掲げるものに限るもの
とする。

一 國際的に供給が不足するため
條約、協定その他の國際的取極
により、判当、使用の制限又は
禁止その他の需給の調整のため
にする措置がなされている物資

二 國民經濟の運行を確保するた
めその輸入が特に必要な物資で
あつて、國際的に供給が不足す
るためその輸出国において輸出
の制限を行つていゝるもの

三 国内において供給が特に不足
する物資であつて、その需給の
調整を行わないときは、國民經
濟の正常な運行に著しい支障を
生じ、公共の利益を害するおそ
れがあるもの

2 主務大臣は、前項各号に掲げる物
資の需給を調整するため特に必要
がある場合において、同項の規定
による命令又は処分をもつてして

は、なお國民經濟の正常な運行に
著しい支障を生じ、公共の利益を
害するおそれがあると認められる
ときは、經濟安定本部總裁の同意

を得て、その物資を所有する者に
對し、讓渡の時期、価格、相手方
その他必要な事項を指定して物資
の讓渡を命ずることができる。

3 前項の規定により主務大臣が指
定する価格は、時価を基準とする
適正なものでなければならない。

4 政府は、政令で定めるところに
より、第二項の規定による命令に
より生じた損失を補償する。

5 第二項の規定による命令をする
場合における担保権の処理その他
必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定若しくは同項の規
定に基く主務大臣の命令又は第二
項の規定による処分による支障が
あるときは、經濟安定本部總裁に對し、
不服の申立をすることができる。

7 經濟安定本部總裁は、前項の不
服の申立があつたときは、その申
立をした者に對し、相當な期間を
置いて予告をした上、公開による
聽聞をした後、文書をもつて決定
をし、その写を不服の申立をした
者に送付しなければならない。

8 不服の申立、予告、聽聞及び決
定の手続について必要な事項は、
政令で定める。

(物資需給調整審議会)
第三條 經濟安定本部に、物資需給
調整審議会(以下「審議会」とい
ふ。)を置く。

第四條 審議会は、經濟安定本部總
裁の諮問に應じ、經濟安定本部總
裁が第二條第一項各号に掲げる物
資の需給の調整に關し定める方策
に關して審議し、その結果を經濟
安定本部總裁に報告する。

2 審議会は、特に必要があるとき
は、前項に規定する事項に關し
て、經濟安定本部總裁に建議する
ことができる。

第五條 審議会は、会長一人及び委
員十五人以内で組織する。

2 会長は、經濟安定本部總務長官
をもつて充てる。

3 委員は、學識経験がある者のうち
から、經濟安定本部總裁が任命
する。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるものの外、審議
会の事務をつかさどる機關並びに
審議会の議事及び運営に關し必要
な事項は、政令で定める。

(報告及び検査)
第六條 主務大臣は、第二條の規定
の適用に關して、左に掲げる事項
につき、關係者から報告を取ること
ができる。この場合において、
報告がなされず、又は報告が虚偽
と認められるときは、主務大臣
は、その職員に事務所、營業所、
工場、事業場又は倉庫に立ち入
り、業務の状況又は帳簿、書類そ
の他必要な物件を検査させること
ができる。

一 物資の判当又は配給
二 物資の生産、使用、讓渡若し
くは譲受又は引渡

三 物資の在庫又は生産設備の状
況

2 前項の規定により、立入検査を
する職員は、その身分を示す証票
を携帯し、關係人に呈示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第七條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。

(罰則)

第八條 第二條第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ。

第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相

當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十八年四月一日に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基いてした命令のうち左に掲げるものについては、同法は、同法附則第二項

の規定にかかわらず、昭和二十七年六月三十日まで、なおその効力を有する。

石油製品配給規則(昭和二十四年総理府令、大蔵省令、法務省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令第一号)

消防用指定生産資材及び石油製品の割当の権限の一部の委任に関する総理府令(昭和二十四年総理府令第十六号)

砂糖需給調整規則(昭和二十四年農林省令第四十二号)

農林水産用石油製品割当規則(昭和二十四年農林省令第一百四号)

通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭和二十四年通商産業省令第五十六号)

自動車用石油製品割当規則(昭和二十六年運輸省令第六十号)

運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令(昭和二十

四年運輸省令第六十八号) 船舶用石油製品割当規則(昭和二十四年運輸省令第七十一号)

建設用石油製品割当規則(昭和二十四年建設省令第二十九号) ぐす使用制限規則(昭和二十五年農林省令第八十二号)

指定消費者用石油製品配給規則(昭和二十五年通商産業省令第六十号) 外国自動車譲受規則(昭和二十六年通商産業省令、運輸省令第一号)

4 前項の規定により臨時物資需給調整法がなおその効力を有する間にした行為に対する罰則の適用については、同法は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)第一項に基く命令」を「国際的供給不足物資等の需

給調整に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第 号) 第二條第六項に改める。

第十五條第一項の表中物資需給調整審議会の項を次のように改める。

| | |
|--------|---|
| 物資需給調整 | 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の規定により、総裁に対し、必要な報告及び建議をすること。 |
| 審議会 | |

6 経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

別表第八号の次に次の一号を加える。

九 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律

7 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八條ノ二第一項中「農林大臣」の下に、「経済安定本部総裁」

昭和二十七年三月二十八日 参議院會議録第二十六号 國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

定ムル方策ニ基キ」を加える。

8 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第七号を次のように改める。

七 創除

9 輸出品取締法(昭和二十三年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 創除

10 事業者団体法(昭和二十三年法律第百九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六及び七 創除

別表

- 一 ニッケル及びニッケル含有物(故及びくずを含む。)
- 二 コバルト及びコバルト含有物(故及びくずを含む。)

- 三 タングステン及びタングステン含有物(故及びくずを含む。)
- 四 モリブデン及びモリブデン含有物(故及びくずを含む。)
- 五 白金及び白金含有物(故及びくずを含む。)

〔郡祐一君登壇、拍手〕

○郡祐一君 只今上程せられました國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案の経済安定委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案の内容は、國民經濟の健全な發展を図ると共に、國際經濟の円滑な運行に寄與することを目的として、第一、國際的に供給が不足するため條約、協定その他の國際的取極により、割当、使用の制限又は禁止その他の需給調整措置がなされている物資。第二、國民經濟の運行を確保するためその輸入が特に必要な物資であつて、國際的に供給が不足するため、その輸出国において輸出の制限を行なつていても、第三、国内において供給が特に不足する物資であつて、その需給調整を行わないときは、國民經濟の正常な運

行に著しい支障を生じ、公共の利益を害する虞れがあるもの。この三種の物資を対象としまして、割当又は配給、使用、譲渡、譲受又は引渡の制限又は禁止、以上の方法ではなお國民經濟の運行を妨げ、公共の利益を害する虞れのあるときは譲渡を命ずることを方法として、その需給調整を行おうとするものであります。但し割当又は配給を命ずることのできる物資は、この法律の別表に明示したものに限りております。その他これらの措置に関連して、不服申立、報告及び検査、権限の委任、罰則等を規定し、又物資の需給調整に関する方策を審議する物資需給調整審議会の設置を定めていたものであります。なお現行の物資統制の根拠法規である臨時物資需給調整法が本年四月一日にその効力を失いますので、同法の規定により、現在統制されている石油類、砂糖、外国自動車等の統制を経過的措置として六月三十日まで続けることを併せ規定しているのであります。

本法案の政府の提案理由は、終戦後の物資需給が極めて逼迫していた昭和二十一年に臨時物資需給調整法が制定され、重要物資の需給を調整し、産業の回復を図つて来たが、その後物資の需給状況は緩和して来たので、政府は大部分の割当配給統制を撤廃して来た。然るに朝鮮動亂の勃発に伴う國際情勢の緊迫化と、海外諸国の軍備の強化に伴い、重要物資の國際的需給の逼迫を招いたので、これに対処するため本法を制定して、國際割当物資及び輸出統制物資等の一部及び特別の場合の国内供給の特に不足する物資の需給調整を図り、以て國民經濟の健全な發展を図ると共に、國際經濟の円滑な運行に寄與しようとするものである。なお臨時物資需給調整法は主務大臣の命令に委任する範圍が極めて広いが、このような広汎な権限はすでに必要がないので、本年四月一日限り失効させるという趣旨でありました。

本法案につきましては、通商産業委員会との連合委員会を開き、又数次に亘る本委員会において熱心な審議が行われたのでありますが、これらの審議における主なる質疑応答について申し上げます。

質疑の論点を列挙しますと、大要次のようであります。(「簡單」と呼ぶ者あり) 第一、現行物調法の代案としての意味と、國際的要因に基く供給不足物資の需給調整とは木に竹を継いだごとくで、將來の解釈の疑義をはらむと思われるかどうか。第二、国内的な需給調整手段のみで、輸出入に関する措置を含まない本法によつて、結果的に國際經濟の運行に寄與するためには施行後の運用方針はどうするか。第三、國民經濟の正常な運行に著しい支障を生じ、公共の利益を害する虞れのある場合にのみ需給調整措置の発動されるいわゆる第三号物資を具体的に例示せよ。第四、駐留軍、予備隊の需要或いは電源開発等、政策的に物資の優先確保を必要とするとき本法を適用するか。これらの質問に対しまして、周東経済安定本部総務長官を初め、各政府委員のこれに対する答弁は次のごとくでありました。第一及び第二に対しましては、国内經濟の發展を図ることが第一義であつて、國際經濟への寄與は間接的なものである。運用に當つては十分留意する。又モリブデン、硫黄のごときは、別途できるだけ生産増産を

因つて需給調整にまで至らないようにして行きたい。第三に對しましては、

いわゆる第三号物資は緊急異常なときのみ需給調整を行うので、例えば昨秋のごとき異常渇水による電力不足に對して、火力用炭を電力会社へ譲渡せしめる場合のごときである。これ以外には具体的な例は予想していない。第四に對しましては、政策的な優先確保のため本法を發動することはない。但し割当配給の際、予備隊用、電源開発用等として券券割当を行うことはあり得る。又駐留軍については行政協定による合同委員会の協議によつて国民経済に支障のないよう、時期的、数量的に調整して行くから差支えない。

その他の質疑応答は速記録に譲りまして、かくて討論に入りましたところ、須藤委員より反対、小籠委員より賛成の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。
○副議長(三木治明君) 本案に對し討論の通告がございます。発言を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇 拍手〕

○須藤五郎君 私は日本共産党を代表いたしまして、只今上程されました國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に關する法律案に對し、簡單に反対の意見を述べたいと思つてあります。

先ず第一に、この法律案の第一條に對してであります。この法案の目的とするところは、國民經濟の健全なる發展を図ると共に、國際經濟の円滑な運行に資することにありと稱し、又その提案理由とするところは、社会的公共の利益を守るためとされておりますが、これはまづかな偽りでありませう。実は硝煙の香り高き戰爭準備の法案であります。この第一條に言われる國際的という字句は、政府当局の解釈によりますと、アメリカを中心としたドル圏を指しているのであります。我々が普通國際的という言葉を使う場合には全世界を意味するのであります。が、「その通り」と呼ぶ者あり)吉田内閣、自由党諸君の國際的という言葉は、地球の半分しか意味しないことを責任ある安本長官の口から聞くに及び

まして、私は當然たゞざるを得なかつたのであります。(「反國際的だ」と呼ぶ者あり) これで前段の國民經濟云々の字句も、國民の一小部分を指していると判断せざるを得なくなり、これだけを見ましても、すでにこの法案の本質は明瞭だと思つてあります。政府は國際親善を口にしながら、先に國際經濟會議に日本人の参加するのをなげ拒否し妨害したのか、その本意を理解することが困難でありましたが、安本長官の説明を聞きまして、やつと私はその真意がわかつたのであります。即ち吉田政府には、アメリカ以外環の安柱の地がないということでありませう。何という偏狹卑屈、何というばかげたことでありませうか。世界は広い。ドル圏にないものでもソ同盟や中国にはあり余るほどあり、政情は異なるけれども有無相通するべく國際經濟會議を開いて相談しようと言つてゐるのに、何を好んでちつぽけな敵に閉じこもり、不自由な生活をやらうと言ふのか。君たちこそ國際的勇之と混亂を図り、人類の幸福なる發展を阻害するものではないか。ここに挙げられている

不足物資、即ちニッケル、コバルト、タングステン、モリブデン、白金は、政府のいわゆる國際的には供給不足の物資である。併し我々の言う國際的には決して不足してはおらないのであります。タングステンには中国へ行けば幾らでもある。一九四八年の生産高を見ましても、中国は世界總生産高の四四%、一万二千トンを生産しているのに對し、アメリカの生産高は三千六百トンであります。我が国のごときは年産僅か五十九トンに過ぎず、今後我が國の機械器具の輸出が旺盛となれば、当然多量の輸入を必要とするのであります。中国と貿易する以外この需要を充たす途は全くないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)朝鮮でのばかげた戦争がとまり、タングステンを掘れば、ここからも輸入は可能となりませう。日本産業の發展の途がどこに通ずるべきかは、識者なれば誰でもわかるはずであります。一人わからんものは憐れむべき現政府のみであります。

は、アメリカの一万二千トンを生産しては、ソ連においては僅か五百トンに過ぎなかつたものが、二年後の一九五〇年には三千四百トンを生産し、アメリカに次ぐ生産國となり、その躍進振りには世界資源年鑑一九五二年版が驚くところでありませう。ニッケルにしても、白金にしても、又噴射式飛行機には絶對的に必要な金属タンにしましても、ソ連には十分過ぎるほどある。(笑声)にかかわらず、不足しているのは政府の言うところの國際的のみであります。又この法案は世界再軍備のため重要原料の不足が予想されたため、アメリカの要請によりでせうとされたものであります。ところが世界の現状はどうかという、アメリカにおきましても、昨年度の軍需生産の予想外の遅滞から、今年度は軍事支出の枠を月五十億ドルに抑制し、再軍備の完成を一九五五年に延期してあり、英、仏におきましても再軍備強化は重大な經濟危機に直面し、世界的に再軍備の停滞と景気の逆転が起つておるのであります。従つて重要原料の過剰傾向が起つておる今日、本法案を提出すること

は、人類の幸福なる發展を阻害するものではないか。ここに挙げられている

は、人類の幸福なる發展を阻害するものではないか。ここに挙げられている

昭和二十七年三月二十八日 参議院會議録第二十六号 國際的供給不足物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律案

昭和二十七年三月二十八日 参議院會議録第二十六号 議事日程追加の件 船員保険法の一部を改正する法律案

は、政府の頭がこの世界情勢と大きなズレがある証拠であります。この点委員会におきまして、安本長官に質しましたところ、法案を作つてもその必要がなければ発動しただけとの答えでありました。今日必要のない法案を向を好んで作る必要があるのか。何のために準備をしなければならないのか。これこそ戦争準備の法案だと断ぜざるを得ない点であります。〔その通り〕と呼ぶ者あり(即ち世界中の国々と平和の交際もなし得ず、肩身の狭い思いをして、いわゆる国際的仲間入りをさせてもらい、紐付の輸入を許可してもらい、その命ずるままに直接、間接軍需物資を生産し、ドル圏の再軍備に一路奉仕せんとするのがこの法案の狙いでもあります。そのためには第二條第二項及び第六條によつて、必要時には強権発動によつて私有物をさへ押えようという、曾つて東條たちがなしたと同様のことを繰返さんとし、連反者に対しては十年以下の懲役又は百万円以下の罰金を以て臨まんとするがごときは、我々の断じて承認することのできない点であります。曾つて徳富蘆花が兄藤峰に贈つた歌に、「白

い雲黒い雲、雲は雲でもわしや白雲よ、思う気ままに空を飛び」というのがあります。吉田総理初め自由党の諸君、いつまでもトルに拘束されていなくて、党名に恥じざるよう白雲のように自由に飛び廻つてはどうでしょう。諸君のいわゆる国際的には確鑿が漂よつてゐるのに対し、もう一つの世界には平和の花が咲き乱れているのであります。(笑聲)どうだね、自由党の諸君。(笑聲)「自由党賛成討論をやりたい」と呼ぶ者あり、拍手)
○副議長(三木治朗君) これにて討論の通告の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。
これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○副議長(三木治朗君) 参事に報告させます。
〔参事助議〕

本日委員長から左の報告書を提出した。
船員保険法の一部を改正する法律案可決報告書
○副議長(三木治朗君) この際、日程に追加して船員保険法の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり)
○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。
〔審査報告書は都合により第三十一号末尾に掲載〕
船員保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて田会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年三月二十日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

船員保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案
第十四條第一項を次のように改める。
標準報酬、被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

| 標準報酬ノ等級 | 標準報酬 | | 報酬月額 |
|---------|---------|---------|---------------------|
| | 月額 | 日額 | |
| 第一級 | 10000円 | 1200円 | 10000円未満 |
| 第二級 | 15000円 | 1800円 | 10000円以上 15000円未満 |
| 第三級 | 20000円 | 2400円 | 15000円以上 20000円未満 |
| 第四級 | 25000円 | 3000円 | 20000円以上 25000円未満 |
| 第五級 | 30000円 | 3600円 | 25000円以上 30000円未満 |
| 第六級 | 35000円 | 4200円 | 30000円以上 35000円未満 |
| 第七級 | 40000円 | 4800円 | 35000円以上 40000円未満 |
| 第八級 | 45000円 | 5400円 | 40000円以上 45000円未満 |
| 第九級 | 50000円 | 6000円 | 45000円以上 50000円未満 |
| 第一〇級 | 55000円 | 6600円 | 50000円以上 55000円未満 |
| 第一級 | 60000円 | 7200円 | 55000円以上 60000円未満 |
| 第二級 | 65000円 | 7800円 | 60000円以上 65000円未満 |
| 第三級 | 70000円 | 8400円 | 65000円以上 70000円未満 |
| 第四級 | 75000円 | 9000円 | 70000円以上 75000円未満 |
| 第五級 | 80000円 | 9600円 | 75000円以上 80000円未満 |
| 第六級 | 85000円 | 10200円 | 80000円以上 85000円未満 |
| 第七級 | 90000円 | 10800円 | 85000円以上 90000円未満 |
| 第八級 | 95000円 | 11400円 | 90000円以上 95000円未満 |
| 第九級 | 100000円 | 12000円 | 95000円以上 100000円未満 |
| 第一〇級 | 105000円 | 12600円 | 100000円以上 105000円未満 |
| 第一級 | 110000円 | 13200円 | 105000円以上 110000円未満 |
| 第二級 | 115000円 | 13800円 | 110000円以上 115000円未満 |
| 第三級 | 120000円 | 14400円 | 115000円以上 120000円未満 |
| 第四級 | 125000円 | 15000円 | 120000円以上 125000円未満 |
| 第五級 | 130000円 | 15600円 | 125000円以上 130000円未満 |
| 第六級 | 135000円 | 16200円 | 130000円以上 135000円未満 |
| 第七級 | 140000円 | 16800円 | 135000円以上 140000円未満 |
| 第八級 | 145000円 | 17400円 | 140000円以上 145000円未満 |
| 第九級 | 150000円 | 18000円 | 145000円以上 150000円未満 |
| 第一〇級 | 155000円 | 18600円 | 150000円以上 155000円未満 |
| 第一級 | 160000円 | 19200円 | 155000円以上 160000円未満 |
| 第二級 | 165000円 | 19800円 | 160000円以上 165000円未満 |
| 第三級 | 170000円 | 20400円 | 165000円以上 170000円未満 |
| 第四級 | 175000円 | 21000円 | 170000円以上 175000円未満 |
| 第五級 | 180000円 | 21600円 | 175000円以上 180000円未満 |
| 第六級 | 185000円 | 22200円 | 180000円以上 185000円未満 |
| 第七級 | 190000円 | 22800円 | 185000円以上 190000円未満 |
| 第八級 | 195000円 | 23400円 | 190000円以上 195000円未満 |
| 第九級 | 200000円 | 24000円 | 195000円以上 200000円未満 |
| 第一〇級 | 205000円 | 24600円 | 200000円以上 205000円未満 |
| 第一級 | 210000円 | 25200円 | 205000円以上 210000円未満 |
| 第二級 | 215000円 | 25800円 | 210000円以上 215000円未満 |
| 第三級 | 220000円 | 26400円 | 215000円以上 220000円未満 |
| 第四級 | 225000円 | 27000円 | 220000円以上 225000円未満 |
| 第五級 | 230000円 | 27600円 | 225000円以上 230000円未満 |
| 第六級 | 235000円 | 28200円 | 230000円以上 235000円未満 |
| 第七級 | 240000円 | 28800円 | 235000円以上 240000円未満 |
| 第八級 | 245000円 | 29400円 | 240000円以上 245000円未満 |
| 第九級 | 250000円 | 30000円 | 245000円以上 250000円未満 |
| 第一〇級 | 255000円 | 30600円 | 250000円以上 255000円未満 |
| 第一級 | 260000円 | 31200円 | 255000円以上 260000円未満 |
| 第二級 | 265000円 | 31800円 | 260000円以上 265000円未満 |
| 第三級 | 270000円 | 32400円 | 265000円以上 270000円未満 |
| 第四級 | 275000円 | 33000円 | 270000円以上 275000円未満 |
| 第五級 | 280000円 | 33600円 | 275000円以上 280000円未満 |
| 第六級 | 285000円 | 34200円 | 280000円以上 285000円未満 |
| 第七級 | 290000円 | 34800円 | 285000円以上 290000円未満 |
| 第八級 | 295000円 | 35400円 | 290000円以上 295000円未満 |
| 第九級 | 300000円 | 36000円 | 295000円以上 300000円未満 |
| 第一〇級 | 305000円 | 36600円 | 300000円以上 305000円未満 |
| 第一級 | 310000円 | 37200円 | 305000円以上 310000円未満 |
| 第二級 | 315000円 | 37800円 | 310000円以上 315000円未満 |
| 第三級 | 320000円 | 38400円 | 315000円以上 320000円未満 |
| 第四級 | 325000円 | 39000円 | 320000円以上 325000円未満 |
| 第五級 | 330000円 | 39600円 | 325000円以上 330000円未満 |
| 第六級 | 335000円 | 40200円 | 330000円以上 335000円未満 |
| 第七級 | 340000円 | 40800円 | 335000円以上 340000円未満 |
| 第八級 | 345000円 | 41400円 | 340000円以上 345000円未満 |
| 第九級 | 350000円 | 42000円 | 345000円以上 350000円未満 |
| 第一〇級 | 355000円 | 42600円 | 350000円以上 355000円未満 |
| 第一級 | 360000円 | 43200円 | 355000円以上 360000円未満 |
| 第二級 | 365000円 | 43800円 | 360000円以上 365000円未満 |
| 第三級 | 370000円 | 44400円 | 365000円以上 370000円未満 |
| 第四級 | 375000円 | 45000円 | 370000円以上 375000円未満 |
| 第五級 | 380000円 | 45600円 | 375000円以上 380000円未満 |
| 第六級 | 385000円 | 46200円 | 380000円以上 385000円未満 |
| 第七級 | 390000円 | 46800円 | 385000円以上 390000円未満 |
| 第八級 | 395000円 | 47400円 | 390000円以上 395000円未満 |
| 第九級 | 400000円 | 48000円 | 395000円以上 400000円未満 |
| 第一〇級 | 405000円 | 48600円 | 400000円以上 405000円未満 |
| 第一級 | 410000円 | 49200円 | 405000円以上 410000円未満 |
| 第二級 | 415000円 | 49800円 | 410000円以上 415000円未満 |
| 第三級 | 420000円 | 50400円 | 415000円以上 420000円未満 |
| 第四級 | 425000円 | 51000円 | 420000円以上 425000円未満 |
| 第五級 | 430000円 | 51600円 | 425000円以上 430000円未満 |
| 第六級 | 435000円 | 52200円 | 430000円以上 435000円未満 |
| 第七級 | 440000円 | 52800円 | 435000円以上 440000円未満 |
| 第八級 | 445000円 | 53400円 | 440000円以上 445000円未満 |
| 第九級 | 450000円 | 54000円 | 445000円以上 450000円未満 |
| 第一〇級 | 455000円 | 54600円 | 450000円以上 455000円未満 |
| 第一級 | 460000円 | 55200円 | 455000円以上 460000円未満 |
| 第二級 | 465000円 | 55800円 | 460000円以上 465000円未満 |
| 第三級 | 470000円 | 56400円 | 465000円以上 470000円未満 |
| 第四級 | 475000円 | 57000円 | 470000円以上 475000円未満 |
| 第五級 | 480000円 | 57600円 | 475000円以上 480000円未満 |
| 第六級 | 485000円 | 58200円 | 480000円以上 485000円未満 |
| 第七級 | 490000円 | 58800円 | 485000円以上 490000円未満 |
| 第八級 | 495000円 | 59400円 | 490000円以上 495000円未満 |
| 第九級 | 500000円 | 60000円 | 495000円以上 500000円未満 |
| 第一〇級 | 505000円 | 60600円 | 500000円以上 505000円未満 |
| 第一級 | 510000円 | 61200円 | 505000円以上 510000円未満 |
| 第二級 | 515000円 | 61800円 | 510000円以上 515000円未満 |
| 第三級 | 520000円 | 62400円 | 515000円以上 520000円未満 |
| 第四級 | 525000円 | 63000円 | 520000円以上 525000円未満 |
| 第五級 | 530000円 | 63600円 | 525000円以上 530000円未満 |
| 第六級 | 535000円 | 64200円 | 530000円以上 535000円未満 |
| 第七級 | 540000円 | 64800円 | 535000円以上 540000円未満 |
| 第八級 | 545000円 | 65400円 | 540000円以上 545000円未満 |
| 第九級 | 550000円 | 66000円 | 545000円以上 550000円未満 |
| 第一〇級 | 555000円 | 66600円 | 550000円以上 555000円未満 |
| 第一級 | 560000円 | 67200円 | 555000円以上 560000円未満 |
| 第二級 | 565000円 | 67800円 | 560000円以上 565000円未満 |
| 第三級 | 570000円 | 68400円 | 565000円以上 570000円未満 |
| 第四級 | 575000円 | 69000円 | 570000円以上 575000円未満 |
| 第五級 | 580000円 | 69600円 | 575000円以上 580000円未満 |
| 第六級 | 585000円 | 70200円 | 580000円以上 585000円未満 |
| 第七級 | 590000円 | 70800円 | 585000円以上 590000円未満 |
| 第八級 | 595000円 | 71400円 | 590000円以上 595000円未満 |
| 第九級 | 600000円 | 72000円 | 595000円以上 600000円未満 |
| 第一〇級 | 605000円 | 72600円 | 600000円以上 605000円未満 |
| 第一級 | 610000円 | 73200円 | 605000円以上 610000円未満 |
| 第二級 | 615000円 | 73800円 | 610000円以上 615000円未満 |
| 第三級 | 620000円 | 74400円 | 615000円以上 620000円未満 |
| 第四級 | 625000円 | 75000円 | 620000円以上 625000円未満 |
| 第五級 | 630000円 | 75600円 | 625000円以上 630000円未満 |
| 第六級 | 635000円 | 76200円 | 630000円以上 635000円未満 |
| 第七級 | 640000円 | 76800円 | 635000円以上 640000円未満 |
| 第八級 | 645000円 | 77400円 | 640000円以上 645000円未満 |
| 第九級 | 650000円 | 78000円 | 645000円以上 650000円未満 |
| 第一〇級 | 655000円 | 78600円 | 650000円以上 655000円未満 |
| 第一級 | 660000円 | 79200円 | 655000円以上 660000円未満 |
| 第二級 | 665000円 | 79800円 | 660000円以上 665000円未満 |
| 第三級 | 670000円 | 80400円 | 665000円以上 670000円未満 |
| 第四級 | 675000円 | 81000円 | 670000円以上 675000円未満 |
| 第五級 | 680000円 | 81600円 | 675000円以上 680000円未満 |
| 第六級 | 685000円 | 82200円 | 680000円以上 685000円未満 |
| 第七級 | 690000円 | 82800円 | 685000円以上 690000円未満 |
| 第八級 | 695000円 | 83400円 | 690000円以上 695000円未満 |
| 第九級 | 700000円 | 84000円 | 695000円以上 700000円未満 |
| 第一〇級 | 705000円 | 84600円 | 700000円以上 705000円未満 |
| 第一級 | 710000円 | 85200円 | 705000円以上 710000円未満 |
| 第二級 | 715000円 | 85800円 | 710000円以上 715000円未満 |
| 第三級 | 720000円 | 86400円 | 715000円以上 720000円未満 |
| 第四級 | 725000円 | 87000円 | 720000円以上 725000円未満 |
| 第五級 | 730000円 | 87600円 | 725000円以上 730000円未満 |
| 第六級 | 735000円 | 88200円 | 730000円以上 735000円未満 |
| 第七級 | 740000円 | 88800円 | 735000円以上 740000円未満 |
| 第八級 | 745000円 | 89400円 | 740000円以上 745000円未満 |
| 第九級 | 750000円 | 90000円 | 745000円以上 750000円未満 |
| 第一〇級 | 755000円 | 90600円 | 750000円以上 755000円未満 |
| 第一級 | 760000円 | 91200円 | 755000円以上 760000円未満 |
| 第二級 | 765000円 | 91800円 | 760000円以上 765000円未満 |
| 第三級 | 770000円 | 92400円 | 765000円以上 770000円未満 |
| 第四級 | 775000円 | 93000円 | 770000円以上 775000円未満 |
| 第五級 | 780000円 | 93600円 | 775000円以上 780000円未満 |
| 第六級 | 785000円 | 94200円 | 780000円以上 785000円未満 |
| 第七級 | 790000円 | 94800円 | 785000円以上 790000円未満 |
| 第八級 | 795000円 | 95400円 | 790000円以上 795000円未満 |
| 第九級 | 800000円 | 96000円 | 795000円以上 800000円未満 |
| 第一〇級 | 805000円 | 96600円 | 800000円以上 805000円未満 |
| 第一級 | 810000円 | 97200円 | 805000円以上 810000円未満 |
| 第二級 | 815000円 | 97800円 | 810000円以上 815000円未満 |
| 第三級 | 820000円 | 98400円 | 815000円以上 820000円未満 |
| 第四級 | 825000円 | 99000円 | 820000円以上 825000円未満 |
| 第五級 | 830000円 | 99600円 | 825000円以上 830000円未満 |
| 第六級 | 835000円 | 100200円 | 830000円以上 835000円未満 |
| 第七級 | 840000円 | 100800円 | 835000円以上 840000円未満 |
| 第八級 | 845000円 | 101400円 | 840000円以上 845000円未満 |
| 第九級 | 850000円 | 102000円 | 845000円以上 850000円未満 |
| 第一〇級 | 855000円 | 102600円 | 850000円以上 855000円未満 |
| 第一級 | 860000円 | 103200円 | 855000円以上 860000円未満 |
| 第二級 | 865000円 | 103800円 | 860000円以上 865000円未満 |
| 第三級 | 870000円 | 104400円 | 865000円以上 870000円未満 |
| 第四級 | 875000円 | 105000円 | 870000円以上 875000円未満 |
| 第五級 | 880000円 | 105600円 | 875000円以上 880000円未満 |
| 第六級 | 885000円 | 106200円 | 880000円以上 885000円未満 |
| 第七級 | 890000円 | 106800円 | 885000円以上 890000円未満 |
| 第八級 | 895000円 | 107400円 | 890000円以上 895000円未満 |
| 第九級 | 900000円 | | |

| | | | |
|------|-------|-------|----------------|
| 第一九級 | 三〇〇〇円 | 一〇〇〇円 | 三〇〇〇円以上三三〇〇円未満 |
| 第二〇級 | 三〇〇〇円 | 一三〇〇円 | 三三〇〇円以上三六〇〇円未満 |
| 第二一級 | 三〇〇〇円 | 一三〇〇円 | 三六〇〇円以上 |

第三十三條ノ三第二項第三号本文を次のように改める。

三 左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乗組ム為使用セラルルトキ但シ

一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルベキ場合ヲ除ク

第三十三條ノ九第二項中「三百円」を「三百七十円」に改める。

第四十六條第一項中「三年以上十五年未満被保険者タリシ者」を「被保険者タリシ期間三年以上十五年未満ナル者」に、同條第二項中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保険者ニシテ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」に改める。

第四十七條ノ二中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合又ハ女子タル被保険者ガ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ」に改める。

事由ニ因リ死亡シタル場合又ハ女子タル被保険者ガ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ」に改める。

第四十九條ノ二中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者」を「第三十四條第二号ニ該当スル者ヲ除ク」ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者」(第三十四條第二号ニ該当スル者ヲ除ク)ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続いて被保険者の

資格のある者の標準報酬については、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

3 この法律の施行の際現に被保険者である者又はこの法律の施行前において被保険者であつた者のうち、昭和二十六年四月一日以後船員として船舶所有者に使用せられた期間がこの法律による改正前の第三十三條ノ三第二項第三号の規定により同條第一項の被保険者たりし期間に算入せられた者で、この法律による改正後の同條第二項第三号によれば算入せられないこととなるべき者については、その者の申請により、昭和二十八年三月三十一日までは、同條同項同号の改正規定を適用しないものとし、同日までにその者が第三十三條ノ二の規定に該当するに至つた場合における失業保険金の支給については、なお従前の例によるものとす。

資格のある者の標準報酬については、

は、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

3 この法律の施行の際現に被保険者である者又はこの法律の施行前において被保険者であつた者のうち、昭和二十六年四月一日以後船員として船舶所有者に使用せられた期間がこの法律による改正前の第三十三條ノ三第二項第三号の規定により同條第一項の被保険者たりし期間に算入せられた者で、この法律による改正後の同條第二項第三号によれば算入せられないこととなるべき者については、その者の申請により、昭和二十八年三月三十一日までは、同條同項同号の改正規定を適用しないものとし、同日までにその者が第三十三條ノ二の規定に該当するに至つた場合における失業保険金の支給については、なお従前の例によるものとす。

資格のある者の標準報酬については、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

〔梅津錦一君登壇、拍手〕

○梅津錦一君 只今議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずこの法律案の提案理由並びに改正の要点につきまして簡単に御説明申し上げます。

今回の改正の主眼とするところは、最近の船員保険運営の実績に徴しまして、船員保険制度の合理化並びに船員保険財政の健全化を図らんとするものであります。その改正の要点は、第一に標準報酬についてであります。船員保険における標準報酬が、従来最低が三千五百円、最高が二万四千円となつておりましたのを、最近における船員給與の実態に即応せしめると共に、適正な保険給付と保険経済の健全化を図るために、最低の三千五百円を四千元に引上げて、これを第一級とし、最高の二万四千円を三万六千円に引上げて、これを第二一級とし、従来の十九級の区分を二十一級に区分するよう

にいたしておるのであります。第二に、失業保険についてであります。が、季節的に雇用される者は、一般の海上労働者と異なり、離職いたしましたとしても、実態上失業の状態にあるとは考えられませんので、これらの船員につきましては失業保険の適用はいたさないことにいたしてあります。第三に、現在失業保険金の支給日額の最高額を三百円としてあります。が、これを陸上の失業保険法と同調せしめて三百七十円まで引上げることに行わんとするものであります。

に、失業保険についてであります。が、季節的に雇用される者は、一般の海上労働者と異なり、離職いたしましたとしても、実態上失業の状態にあるとは考えられませんので、これらの船員につきましては失業保険の適用はいたさないことにいたしてあります。第三に、現在失業保険金の支給日額の最高額を三百円としてあります。が、これを陸上の失業保険法と同調せしめて三百七十円まで引上げることに行わんとするものであります。

厚生委員会におきましては、政府当局から提案理由並びに法案の内容につきまして詳細なる説明を聴取いたしました後、慎重審議をいたし、委員より、最近における船員の給與の実態、船員関係失業保険金給付状況、標準報酬の引上げ後の收支の見込等々につきまして、熱心に質問いたしましたのに対して、それへ答弁がありました。が、その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、今回の改正は妥當たる措置と認めまして、討論省略の上採決いた

に、失業保険についてであります。が、季節的に雇用される者は、一般の海上労働者と異なり、離職いたしましたとしても、実態上失業の状態にあるとは考えられませんので、これらの船員につきましては失業保険の適用はいたさないことにいたしてあります。第三に、現在失業保険金の支給日額の最高額を三百円としてあります。が、これを陸上の失業保険法と同調せしめて三百七十円まで引上げることに行わんとするものであります。

厚生委員会におきましては、政府当局から提案理由並びに法案の内容につきまして詳細なる説明を聴取いたしました後、慎重審議をいたし、委員より、最近における船員の給與の実態、船員関係失業保険金給付状況、標準報酬の引上げ後の收支の見込等々につきまして、熱心に質問いたしましたのに対して、それへ答弁がありました。が、その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、今回の改正は妥當たる措置と認めまして、討論省略の上採決いた

昭和二十七年三月二十八日 参議院會議録第二十六号 船員保険法の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月二十八日 参議院会議録第二十六号 船員保険法の一部を改正する法律案

しましたところ、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 森林火災損害保険法の一部を改正する法律案

一、日程第三 郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案

一、日程第四 国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

一、船員保険法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

副議長 三木 治朗君

議員

- 中山 福蔵君 早川 慎一君
- 野田 俊作君 徳川 宗敬君
- 伊達源一郎君 館 哲二君
- 竹下 豊次君 高橋 道男君
- 高木 正夫君 杉山 昌作君
- 新谷寅三郎君 島村 軍次君
- 西郷吉之助君 小宮山常吉君
- 梶見 義男君 木下 辰雄君
- 河井 彌八君 加賀 操君
- 岡本 愛祐君 小野 哲君
- 飯島運次郎君 赤木 正雄君
- 山川 良一君 森 八三一君
- 青山 正一君 上原 正吉君
- 玉柳 實君 九鬼紋十郎君
- 郡 祐一君 廣瀬與兵衛君
- 岡崎 眞一君 松平 勇雄君
- 加藤 武徳君 城 義臣君
- 植竹 春彦君 山本 米治君

- 古池 信三君 石川 榮一君
- 木村 守江君 西山 亀七君
- 大谷 肇清君 一松 政二君
- 深水 六郎君 加納 金助君
- 草葉 隆國君 徳川 頼貞君
- 黒田 英雄君 中川 以良君
- 川村 松助君 宮城タマヨ君
- 大野木秀次郎君 入交 大蔵君
- 宮田 重文君 田方 進君
- 秋山俊一郎君 長谷山行毅君
- 高橋進太郎君 愛知 稔一君
- 平沼彌太郎君 有馬 英二君
- 菊田 七平君 瀧淵 春次君
- 園 伊能君 滝井治三郎君
- 駒井 藤平君 林屋龜次郎君
- 白波瀨米吉君 岩沢 忠恭君
- 鈴木 強平君 西田 隆男君
- 黒川 武雄君 横尾 龍君
- 境野 清雄君 大隈 信幸君
- 木内キヤウ君 稻垣平太郎君
- 山花 秀雄君 門田 定蔵君
- 三橋八次郎君 梅津 錦一君
- 荒木正三郎君 内村 清次君
- 羽生 三七君 紅露 みつ君
- 石川 清一君 松浦 定義君
- 高田なほ子君 吉田 法晴君

- 山崎 恒君 深川榮左エ門君
- 岩木 哲夫君 岩男 仁蔵君
- 菊川 孝夫君 小笠原二三男君
- 樺 繁夫君 木下 源吾君
- 須藤 五郎君 兼岩 傳一君
- 千葉 信君 鈴木 清一君
- 上條 愛一君 千田 正君
- 東 隆君 田中 一君
- 山田 節男君 矢嶋 三義君
- 村尾 重雄君 永井純一郎君
- 吉川末次郎君 カニエ邦彦君
- 池田七郎兵衛君 佐々木良作君
- 小林 亦治君 相馬 助治君
- 小松 正雄君 棚橋 小虎君
- 小泉 秀吉君 原 虎一君
- 下條 恭兵君 片岡 文重君

- 農林政務次官 野原 正勝君
- 経済安定 事務次官 福田 篤泰君

〔第二十一号参照〕

審査報告書

住宅緊急措置令等の廃止に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日

建設委員長 廣瀬與兵衛

参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名

- 赤木 正雄 石川 榮一
- 深水 六郎 東 隆
- 楠瀬 常猪 前田 稔
- 徳川 宗敬 田中 一
- 小川 久義

要領書

一、委員会の決定の理由

最近、わが国の住宅事情が、終戦直後に比しかなり緩和している実情に鑑み、本法により、戦後住宅確保の緊急措置である住宅緊急措置令及び同法に基づく住宅緊急措置損失補償委員会官制を廃止するとともに所要の経過措置を講ずる必要があるため、本法を妥当な立法と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行により、建物所有者に対しては、所有権の復帰とともに

に建物の原状回復が補償され、入居者に対しては、必要ある場合公営住宅に優先入居する資格が與えられる等、従来の紛争を解決し民心を安定せしめる利益がある。

三、費用

本法の施行により、建物を所有者に返還し且つ原状回復せしめるための経費について、その一部を補助する必要があるが、これに要する費用として昭和二十七年建設省住宅局所管の予算要求額中に五百五十二万二千円が計上されている。

〔英たばこ収納代金に関する請願外十五件及び呉市に国民金融公庫支所設置の陳情外四件の審査報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十七年三月二十八日 参議院會議録第二十六号

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十 円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一丁目一五
印刷 刷 行
電話九段四番一五九官報部
東京市京一丸〇〇〇